

電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

平成25年3月1日経済産業省告示第38号（制定）

平成25年12月27日経済産業省告示第269号（一部）

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第26号に掲げる電気温水機器（以下「ヒートポンプ給湯機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値を用いて3①又は②の算定式により算出した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分名	想定世帯	区分				基準エネルギー消費効率
		貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	
1	標準	240リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
2					多缶	2.4
3				無	一缶	3.0
4					多缶	2.6
5			寒冷地仕様	有	一缶	2.3
6					多缶	2.0
7				無	一缶	2.6
8					多缶	2.3
9	240リットル以上320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8	
10				多缶	2.8	
11			無	一缶	3.2	
12				多缶	2.8	
13		寒冷地仕様	有	一缶	2.3	
14				多缶	2.0	
15			無	一缶	2.7	
16				多缶	2.3	
17	320リットル以上550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	3.3	
18				多缶	2.8	
19			無	一缶	3.2	
20				多缶	2.8	
21		寒冷地仕様	有	一缶	2.7	
22				多缶	2.3	
23			無	一缶	2.7	
24				多缶	2.3	
25	550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.9	
26				多缶	2.5	
27			無	一缶	2.9	
28		多缶		2.5		
29		寒冷地仕様	有	一缶	2.4	
30				多缶	2.1	
31	無		一缶	2.5		

32					多缶	2.2
33	少人数	—	寒冷地仕様	有	—	2.4
34			以外のもの	無		2.8
35			寒冷地仕様	有		2.0
36				無		2.4

備考1 「貯湯容量」とは、日本工業規格（以下「J I S」という。）C9220(2011)「家庭用ヒートポンプ給湯機」に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量を指す。

備考2 「寒冷地仕様」とは、J I S C9220(2011)に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様を指す。

備考3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能を指す。

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

ヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 区分名

ハ エネルギー消費効率

ニ 製造事業者等の氏名又は名称

### 2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第5下欄に掲げる数値を小数点以下1桁まで表示すること。
- (2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、消費者が機器の選定に当たり、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所に分かりやすく表示すること。
- (3) 2-1のハに掲げるエネルギー消費効率は、ふろ保温機能を有する場合は、年間給湯保温効率を表示し、ふろ保温機能を有しない場合は、年間給湯効率を表示すること。
- (4) 寒冷地仕様の場合は、その旨明記した上で、J I S C9220(2011)に規定する方法により測定した数値を用いて算定した寒冷地におけるエネルギー消費効率を表示すること。

## 3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、ヒートポンプを運転しているときに、循環する湯水に与える単位時間当たりの熱量と消費する電力量との比を用いることとする。ふろ保温機能を有するものについては、「年間給湯保温効率」、ふろ保温機能を有しないものについては、「年間給湯効率」を用い、J I S C9220(2011)に規定する方法により測定した数値を用いて、年間給湯保温効率については①、年間給湯効率については②の算定式により算出するものとする。

### ① ふろ保温機能を有するもの

$$C_{MA1} = Q_{MA1} / (P_{MA1} \times 3.6)$$

この式において、 $C_{MA1}$ 、 $Q_{MA1}$ 及び $P_{MA1}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{MA1}$  : 給湯保温モードで給湯保温した場合の年間給湯保温効率

$Q_{MA1}$  : 給湯保温モード熱量（単位 メガジュール）

$P_{MA1}$  : 給湯保温モード消費電力量（単位 キロワット時）

### ② ふろ保温機能を有しないもの

$$C_{MA2} = Q_{MA2} / (P_{MA2} \times 3.6)$$

この式において、 $C_{MA2}$ 、 $Q_{MA2}$ 及び $P_{MA2}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{MA2}$  : 給湯モードで給湯した場合の年間給湯効率

$Q_{MA2}$  : 給湯モード熱量（単位 メガジュール）

$P_{MA2}$  : 給湯モード消費電力量（単位 キロワット時）

## 附 則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十六年三月一日から施行する。